



2021年6月9日
株式会社 山梨中央銀行
株式会社 静岡銀行

相続手続の共通化

～お客さまの利便性向上をめざして手続の簡素化を実現～

株式会社山梨中央銀行（本社・甲府市丸の内、代表取締役頭取・関^{せき} 光^{みつよし}良）と株式会社静岡銀行（本社・静岡市葵区、代表取締役頭取・柴田^{しばた} 久^{ひさし}）では、包括業務提携「静岡・山梨アライアンス」の一環として、お客さまの利便性向上を目的に、預金等の相続手続にかかる書類・手続を共通化することとしましたので、その概要をご案内します。

1. 実施日

2021年6月15日（火）

2. 取組みの背景・概要

- 高齢化社会の進展など、今後、預金等の相続の増加が予想されるなか、現状、金融機関の相続手続は煩雑であったり、金融機関ごとに必要書類が異なるなどの課題がありました。
- こうしたことから、両行では、お客さまのご負担を少しでも軽減できるよう、預金等の相続手続を共通化することとしました。
- 具体的には、相続手続の際にお客さまにご記入いただく書類を共通化するとともに、一定の基準を満たすお客さまについては、相続人代表者1名のみ署名・捺印で手続を可能とするなど、取扱いの簡素化・共通化を図りました。

（注）本件は、相続手続を共同で行うものではなく、金融機関ごとに一部相違する取扱いもあります。

3. 今後の予定

さらなるお客さまの利便性向上および業務の効率化をめざして、本件以外の他の手続についても、両行で連携して共通化や共同化を検討してまいります。

以上